

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴い市町村認可事業として位置付けられる小規模保育等に対する税制上の所要の措置</p> <p>(国 13)(法人税：義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税：外)</p> <p>(地 13)(法人住民税：義、個人住民税、不動産所得税、固定資産税、事業所税、都市計画税：外)</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p>
2	要望の内容	<p>○平成 24 年 8 月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連 3 法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13 の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと</p> <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○②に関しては、児童福祉法の改正により、新たに小規模保育事業等の地域型保育事業を市町村認可事業として位置付け、認可保育所と同様に、自治体の事業計画に照らして供給不足であれば必ず認可しなくてはならない仕組みとし、地域型保育給付の対象とすることとしている。これらの事業は、市町村の確認を受け公費助成の対象として、認定こども園、保育所と同様に保育を必要とする子どもを保育するものであり、高い公益性を担うこととなる。</p> <p>○このため、市町村認可事業に位置付けられる小規模保育事業等について、現行の保育所と同等の税制措置等を講ずることを要望する。</p>
3	担当部局	担当：初等中等教育局幼児教育課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	-
6	適用又は延長期間	-
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家族も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ・保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援） ・地域の子ども・子育て支援の充実 <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標 2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標 6 私学の振興</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>小規模保育事業等に対する税制措置を講じ、保育所等と同等にすることにより、小規模保育事業等への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>小規模保育事業等の事業者の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>小規模保育事業者の参入が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>事業者の参入・移行が進み、小規模保育事業等の地域型保育事業の実施が増えることにより、子ども・子育て支援新制度の目指す、質を担保しつつ保育の量的拡大や確保につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>非課税措置が講じられている保育所等との不均衡から、小規模保育等への参入が円滑に進まず、待機児童解消につながらないことが懸念される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>待機児童解消は喫緊の課題であり、現在実施している待機児童解消加速化プランにおいても、小規模保育事業については、重要な柱として支援を行っていくことにしており、税制措置を踏まえ、参入・移行を促進していくが必要。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>保育を提供する保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う小規模保育事業等に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）や、小規模保育など多様な保育への給付（地域型給付）などを創設し、基準等を満たした施設・事業への財政支援を拡充する。給付対象施設・事業は法的責務を負って子どもを受け入れ、保育を提供することとなり、高い公益性を担うことから、財政措置と併せて、保育所等と同等の税制上の措置を講じることが必要であり、それらにより政策目的を達成する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は小規模保育事業等について、保育所等と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際小規模保育事業等を積極的に活用していくことが強く期待される。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月